第四、労働農民党に対する問題は、我国無産階級運動に於ける刻下の最大問題の一つである。然して、吾等の是れに対する見界及立場に就いては、已に是迄の実際行動に明らかである。而して、此の無産階級唯一の政党の擁護と、健全なる発達に、我々は今後も尚一般の努力を盡すであらう。

是れを要するに、吾々の立場は、吾が組合創立の宣言にある通り、常に、組合自身の力と敵の陣営の現状に則して、一路解放への道を進むのである。我々は、いたずらに左、或は右と顧みる事をしないであらう。我々は、たゞ、無意味なる革命病を排すると共に、誤謬と錯覚に満ちたる、所謂「現実」に則したる運動をも徹底的に排撃せんとするものである。我等の進路、それは全人類解放へのたゞ一途あるのみである。

一九二六年十月一日

東京市従業員組合十五年度大會

東京市従業員組合規約

第壹章 總則

第一條 本組合ハ東京市従業員組合ト称シ事務所ヲ東京市芝区南佐久間町壱丁目弐番地ニ置ク

第二條 本組合ハ組合ノ規約ヲ承認スル左ノ分子ヲ以テ構成ス

一、東京市区役所ノ被傭現業員
二、同一職業ニ従事シ中央委員会三分ノ二以上ノ承認ヲ得タルモノ
三、且ツテ本組合員タリシモノ

第参條 本組合ハ地域或ハ職業ニ依リテ支部ヲ置ク（支部ハ組合員三十名以上ヲ以テ構成ス）

第貳章 目的

(1) 第四條 本組合ハ組合員ノ共同利益ノ擁護及経済的智的向上並ニ東京市区役所ノ被傭現業員ニ對シ組合組織ヲ促スヲ以テ目的トス

一、大會、二、中央委員会、三、執行委員会

第拾貳條 大會ハ組合ノ最高決議機関ニシテ代議員、中央委員、執行委員、中央執行委員長ヲ以テ構成シ毎年一回之ヲ開催シ中央執行委員長召集ス。

但シ中央執行委員会ニ於テ必要ト認メタル時ハ臨時ニ開催スルコトヲ得

代議員ハ各支部ヨリ組合員二十名ニ対シ一名ノ割ヲ以テ選出ス、議長ハ中央執行委員長之ヲ担当ス

第拾参條 中央委員会ハ本組合ノ次期大会迄ノ決議機関ニシテ中央委員、執行委員、中央執行委員、中央執行委員長ヲ以テ構成シ、中央執行委員長必要ニ應ジ又中央委員会三分ノ二以上ノ要求ニヨリ召集ス

中央委員ハ各支部ヨリ組合員五十名以下一名トシ五十名ヲ増ス毎ニ一名ノ割ヲ以テ選出ス

第拾四條 執行委員会ハ大会及中央委員会ノ決議ニ基キ本組合ノ事務ヲ執行スルモノトシ中央執行委員長随時之ヲ召集ス

第拾五條 本組合ハ執行委員会統制ノ下ニ左ノ部門ヲ置ク

一、教育部 二、出版部 三、政治部 四、調査部 五、宣傳組織部 六、争議部 七、共済部